第六十八条の十六第一項の表に次の一号を加える。

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための減価償却資産であつて当該再生可能エネルギー利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する連結法人（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する連結法人その他の政令で定める連結法人に該当するものを除く。）	当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十

第六十八条の十七第二項中「平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間」に改め、「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から」を削り、「行つた日」の下に「から同日」を加え、「（港湾法」を「（同法）」に、「百分の二十」を「百分の十八（港湾法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域のうち同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路に隣接する同法第二条第三項に規定する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をした当該技術基準適合施設については、百分の二十二）」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「の実施」を「同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するものとして政令で定めるものを設置して行うものに限る。）の実施」に、「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「情報の円滑な流通の確保に資するものとして」を「当該」に、「「特定電気通信設備」を「「情報流通円滑化設備」に、「特定電気通信設備の」を「情報流通円滑化設備の」に、「特定電気通信設備を」を「情報流通円滑化設備を」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第六十八条の三十一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を削り、同項第四号中「、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第六十八条の三十三を削る。

第六十八条の三十四第二項中「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条を第六十八条の三十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第六十八条の三十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項及び次項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項及び次項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日を含む各連結事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、供用日以後三年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十七条第一項の規定）の適用を受けている企業主導型保育施設用資産（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該企業主導型保育施設用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の保育事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十六第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五の五第一項」の下に「、第六十八条の十五の七第一項」を加える。